2.「検査済証」の交付されていない昇降機の定期検査報告の取扱い

建築基準法第12条第5項の規定により、昇降機の定期検査報告の事務を円滑にするため、「検査済証」未交付の昇降機については下記の通り取扱うこととする。

1. 「検査済証」の交付されない昇降機の定期検査報告は建築基準法第12条第5項を適用し、別紙の様式「建築基準法第12条第5項による報告書」(C-8ﾍﾟｰｼﾞ) により報告する。

2. この場合の報告指定月は、特定行政庁の実施する完了検査の日の属する月に応答する月とする。

尚、これによって「完了検査済(ワッペン)」の交付をしたものと同様の扱いとしたわけではなく、安全を配慮して実施するものである。

3. 運　　用

(1) 特定行政庁より、12条5項による定期報告の承認を得た昇降機の初回報告がされた時、「報告指定(ワッペン)」が発行され、検査協議会から昇降機保守会社(又は検査者)に送付するが、この場合は特定行政庁は押印しない。

(2) 次年度以降の定期報告については、定期検査報告済証を交付する。

(3) 承認となった昇降機の定期検査報告書(C-8,5)に必ず検査結果表を添付すること。

4. 建築基準法第12条第5項の規定による報告物件

(9)-②
ホ.
報告指定物件

(検査協議会押印欄)

確認年月日及び番号　令和　　年　　月　　日　第　　号

所有者又は管理者

設置場所

対象建築物名称

種別・用途

製造者(メーカー)名　　第　　号 機

「イ」

報　告　指　定

完了検査年月日　　年　　月　　日

この昇降機は建築基準法第12条第5項の規定による定期検査報告

報告の指定月は　　年　　月です。

一般社団法人
千葉県昇降機等検査協議会

整理番号